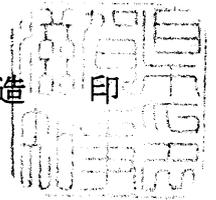




滋 防 危 第 770 号
平成 29 年(2017 年)5 月 1 日

避難計画を案ずる関西連絡会 様

滋賀県知事 三日月 大造



質問・要請書について(回答)

2017 年 4 月 13 日付け「復興大臣の暴言に対する抗議、辞任要求および高浜原発 3・4 号の再稼働反対の表明に関する質問・要請書」により要請されたことについて、下記のとおり回答します。

記

【要請事項 1】

・「自主避難は自己責任」等の復興大臣の暴言に抗議し、辞任を求めてください。

- 本県は、東日本大震災発災時から福島県をはじめ、被災地への支援を行ってきたところであり、今後も被災者の方々に寄り添いながら「福島を忘れない」という思いを常に持ち、県としてでき得る支援を継続して行っていきたいと考えています。
- 自主避難者の方においては、放射線への不安が大きいことや、生活インフラの整備等の観点から、未だ今後の生活等に不安を感じ、帰りたくても帰れず、やむなく避難することを判断された方が多いのではないかと思います。国においても、自主避難者の気持ちに寄り添った対応をしっかりと行っていただきたいと考えています。

【要請事項 2】

・クレーン倒壊事故は、安全性軽視、作業効率第一主義の関電に染み付いた体質によるものです。高浜原発 3・4 号の再稼働に反対を表明してください。

- 万一の際に影響を受ける可能性のある本県としては、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであり、併せて、使用済核燃料の処理や、廃炉に向けた対策などが未整備のままであることなど、国全体として原子力政策についての根本的な議論や解決策が見られない現状においては、再稼働を容認できる環境にはないとこれまでから申し上げています。
- 再稼働の決定は、新規制基準適合性審査等、定められた制度のもとで、国の責任において行われるものですが、昨年度に実施した県政世論調査において、多くの県民が原子力発電所の安全対策や防災対策に不安を感じていることが明らかになっていることから、県としても国および事業者に対して、万全な安全対策を講ずるとともに、地域住民の不安に対し誠意と責任を持って対応することを引き続き強く求めています。

【要請事項3】

・安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

- 安定ヨウ素剤は適切なタイミングで服用しなければ効果が得られない※ことから、本県としては、国の指示を受け、市職員等の立会いの下、配布することで適切なタイミングで服用していただくこととしています。したがって、事前配布ではなく、UPZ内の小中学校や保育所、高齢者・障害者施設等に備蓄を進めているところです。
- ゼリー状の安定ヨウ素剤の備蓄状況は、備蓄場所となっている一時集合場所等（小学校等）に2,580包を備蓄しており、万一の災害時の緊急配布は、一時集合場所等において県および関係市の職員により、対象住民に順次配布することになります。

※ 添付「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（H28.9.30 修正） P13,20 参照

<安定ヨウ素剤の県内備蓄等状況>

国の原子力災害対策指針に基づき、平常時からUPZ内の小中学校や保育所、高齢者・障害者施設等に備蓄しており、万一の場合には、国の指示に基づき、配布・服用を実施する。

- ・平成28年度までにUPZ圏内の住民分を購入、必要数について確保済み
- ・平成28年12月26日、関係先施設への説明会および安定ヨウ素剤の配布を実施
- ・県民に対しては、原子力防災訓練や出前講座等の場で、安定ヨウ素剤の効用や服用のタイミングなどの説明を実施

担当

総合政策部防災危機管理局
原子力防災室

主任主事 北村 太志

電話 077-528-3445